

答 申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成23年7月28日付けで行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、平成23年4月1日現在の福岡県西警察署職員名簿である。

実施機関は、本件公文書に記載されている情報のうち、係長以下の役職にある警察職員の氏名については、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして、条例第11条第1項の規定に基づき、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

（1）審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

（2）審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成23年7月15日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成23年7月28日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成23年9月10日付けで、本件決定を不服として、福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- （1）個人情報であっても、「イ 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、開示することになっている。

警察手帳には、写真、氏名及び階級が掲載されており、県民が警察官に開示を要求すれば開示してもらえる。

また、警察官の仕事は、人の生命、健康、生活又は財産を守る仕事である。他の公務員と同様かそれ以上に人権に関わる仕事であるので、当然に開示

されるべきである。

- (2) 条例と規則では、条例の方が権限が上である。

福岡県公安委員会規則では、警部より下の位の職員の氏名は開示されないとされているが、条例における公文書の開示義務の方が重視されるべきである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 条例第7条第1項第1号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報は、一定の事由がある場合を除き非開示としたものである。

この例外として、同号ただし書においては、公務員等の職務遂行に係る情報を開示することを規定しているが、公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名については、公にした場合、捜査等の職務遂行に著しい支障を及ぼすおそれ、又は当該公務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、非開示とすることが定められている。

なお、公安委員会で定める職については、公安委員会規則において、「警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びそれに相当する職を除く職とする。」としており、警部補（同相当職）以下の階級にある警察職員がこれに該当する。

- (2) 本件公文書において非開示とした警察職員の氏名は、いずれも警部補（同相当職）以下の職員の氏名であるため、条例第7条第1項第1号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示としたものである。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の内容及び性格について

本件公文書は、平成23年4月1日現在の福岡県西警察署職員名簿である。

実施機関は、警察職員の人事記録を人事管理システムにより管理しており、本件公文書は、審査請求人の開示請求に係る警察職員の所属名、職名及び氏名を同システムから出力したものである。

(2) 条例第7条第1項第1号該当性について

条例第7条第1項第1号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができることとなる情報が記載されている公文書は非開示とすることを定めたものであるが、これらの情報が記載されていても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしている。

ア 条例第7条第1項第1号本文該当性について

本件公文書には、警察職員の職名や氏名が記載されているので、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、実施機関が、本件公文書のうち、非開示とした警察職員の氏名の情報は、同号本文に該当すると認められる。

イ 条例第7条第1項第1号ただし書ハ該当性について

同号ただし書ハは、公務員等の職務遂行に係る情報を開示することと規定しているが、公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名については、公にした場合、捜査等の職務遂行に著しい支障を及ぼすおそれ等があり得ることから、開示しないこととしている。

公安委員会規則で定める職については、福岡県情報公開条例第7条第1項第1号ハに規定する公安委員会規則で定める職に関する規則（平成14年福岡県公安委員会規則第19号）において、「警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職を除く職とする。」と規定しており、警部補以下の階級にある警察職員等がこれに該当するものである。

そこで、当審査会において本件公文書を確認したところ、実施機関が非開示とした情報は、警部補以下の階級にある警察職員の氏名であり、同号ただし書ハに規定する公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名に該当すると認められる。

したがって、実施機関が、本件公文書のうち、非開示とした警察職員の氏名の情報は、同号ただし書ハには該当しない。

ウ 条例第7条第1項第1号ただし書イ該当性について

同号ただし書イは、個人情報に該当する場合であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、例外的に開示することとしている。

この「公にされ」とは、法令や慣行により、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていることを示し、また、「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定の下に管理されている情報をいう。

審査請求人は、警察手帳には、写真、氏名及び階級が掲載されており、県民が警察官に開示を要求すれば開示してもらえると主張している。

警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号）では、職務の執行に当たり、警察官であることを示す必要があるときは、証票及び記章を呈示しなければならないとされており、証票には当該警察官の階級や氏名等が記載され、記章には所属する都道府県警察の名称等が刻まれていることが認められる。

しかし、このことをもって、警察職員の氏名等が、現に公衆が知り得る

状態に置かれている、又は置かれることが予定されているものとはいえない。

したがって、この主張は認められず、実施機関が、本件公文書のうち、非開示とした警察職員の氏名の情報は、同号ただし書イには該当しない。

エ 条例第7条第1項第1号ただし書ロ該当性について

同号ただし書ロは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、例外的に開示することとしている。

審査請求人は、警察官の仕事は、人の生命、健康、生活又は財産を守る仕事であり、他の公務員と同様かそれ以上に人権に関わる仕事であるので、当然に開示されるべきであると主張している。

しかし、公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報であるとは認められない。

したがって、この主張は認められず、実施機関が、本件公文書のうち、非開示とした警察職員の氏名の情報は、同号ただし書ロには該当しない。

以上のことから、実施機関が、本件公文書のうち、非開示とした警察職員の氏名の情報は、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当せず、さらに、同号ただし書ニに該当しないことは明らかであるので、条例第7条第1項第1号本文に該当すると認められる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。